

18歳選挙権時代における主権者教育の課題と展望
—総合的な学習の時間における政治教育を素材として—

新岡 昌幸 (北海道恵庭南高等学校)

2015年6月の公職選挙法改正により選挙権年齢が18歳に引き下げられ、これまで以上に、高等学校の生徒も論争のある現実の政治的問題について、主体的に考えることが求められるようになった。2016年7月には、参議院議員の通常選挙が控えていたこともあって、学校現場では、主権者教育の名の下に、模擬投票などの教育実践が活発に展開された。また、法と教育学会や教育学関連学会でも、主権者教育をテーマとした企画が催されるなど、主権者教育を巡る状況はまさに活況を呈している。

しかし、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことの意味や、主権者教育が選挙での投票を強く意識した実践に傾倒している（ように見える）ことの問題性、あるいは、学校や教師が政治的中立性に必要以上の「敬讓」を払うあまりに、無毒化された架空の事例を政治教育の素材とする状況をどう打開していくかなど、今後の主権者教育の在り方を考えるにあたって、検討しておくべき問題が山積しているように思われる。

そこで、本発表では、「東日本大震災から考える個人の尊重—震災後5年を主権者として振り返る—」というテーマの下、主として原子力発電について、立場や見解の異なる当事者（電力事業者、国会議員、東日本大震災の被災者、地方議会議員）を講師に迎えて行った、2016年度の「総合的な学習の時間」における授業実践（この点、広田照幸・新岡昌幸・吉田英文・斎藤一久「座談会 18歳選挙権と政治教育、主権者教育—2016年夏の選挙までを振り返って」法学セミナー744号（2017年1月）42頁～55頁参照）の概要を紹介しながら、上記の問題について検討することにした。

以 上